

諮問第1号

審査請求に関する諮問について

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされたので、その裁決に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第2項の規定により諮問する。

記

1 審査請求に係る処分

社会福祉法人所沢市社会福祉協議会（以下「処分庁」という。）が行った
障害者通所施設利用承認取消処分

2 審査請求人

障害者通所施設利用者

3 審査請求年月日

令和2年6月12日

4 事案の概要

- (1) 審査請求人は、処分庁と障害福祉サービスの利用契約（以下「利用契約」という。）を締結し、当該障害福祉サービスを行う市立の障害者通所施設（以下「本件施設」という。）の利用承認処分を受け、本件施設を利用していた。
- (2) 処分庁は、利用契約を解除すべきやむを得ない事情があるとして、令和元年11月15日をもって審査請求人との利用契約を解除し、これに伴い令和2年3月11日付けで本件施設の利用承認取消処分（以下「本件処分」

という。)を行った。

利用契約の解除及び本件処分の理由は、審査請求人の他の利用者への暴力、職員への度重なる暴力、他の利用者等への度重なる暴言により、本件施設の管理上支障があること及び審査請求人が本件施設内の秩序を著しく乱したことである。

- (3) 審査請求人は、令和2年6月12日付けで、本件処分には事実誤認があり、また比例原則及び平等原則に違反するとしてその取消しを求め、審査庁（市長）へ審査請求を申し立てた。

5 審理員の判断

本件審査請求は、棄却されるべきである。

6 審査庁の判断

審理員意見書における審理員の結論及びその理由については、審理関係人の主張及び事件記録並びに法令等の規定及びその解釈に照らして妥当なものであり、本件処分に違法又は不当な点はないものと認められる。

したがって、審査庁は、本件処分を維持すべきものと判断し、本件審査請求を棄却する。

令和2年12月11日提出

所沢市長 藤 本 正 人